

# 子ども・子育て運営規程

制定日：令和2年4月1日

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人 育誠会が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 引津保育園

(2)所在地 福岡県糸島市志摩久家2911-3

(施設の目的)

第2条 引津保育園(以下「当園」という。)は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども(以下「利用子ども」という。)に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。

3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)施設長(園長)1人

施設長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)主任保育士1人

主任保育士は、施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3)保育士 28人(常勤14人、非常勤14人)

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 保育従事者 4人(常勤1名、非常勤3人)

保育従事者は、保育士の職務を助ける。

(5) 看護師 1人(常勤1人)

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(6) 言語聴覚士 1人(常勤1人)

言語聴覚士は、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある子どもについて、その機能の維持向上を図るため、指導その他の援助を行う。

(7) 栄養士 2人(常勤2人)

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(8) 調理員 3人(常勤1人)

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(9) その他の職員 3人(非常勤3人)

その他の職員は、当園の送迎バスの運転及び雑務、清掃業務を行う。

(特定教育・保育を行う日)

第6条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。

3 当園は、前項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)は、午前7時00分から午後6時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。(延長保育時間18:00~19:00)

(2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、午前9時00分から午後5時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。(延長保育時間17:00~19:00)

(利用者負担その他の費用等)

第8条 利用子どもの保護者は、保護者の居住する市町村が定める利用者負担をその居住する市町村に支払うものとする。

2 当園においては、市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる特定利用者負担額を徴収する。

3 当園は、市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、別表2に掲げる実費を徴収する。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

区 分	0歳児	1才児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号認定	—	—	—	25人	25人	25人	75人
3号認定	10人	15人	20人	—	—	—	45人
合計	10人	15人	20人	25人	25人	25人	120人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当園は、糸島市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第15条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第16条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1)特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2)特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3)糸島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条の規定する市への通知に係る記録

(4)苦情の内容等の記録

(5)事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営についての重要事項)

別表1(特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
新年度保育教材	保育内容を充実させるため	2,000円～6,000円程度
3歳以上児絵本代	〃	400円～450円

別表2(特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
3歳以上児主食代	食中毒等の予防	1か月800円
〃 副食費	給食(主食以外)材料費	1か月4,500円
〃 体操服	園生活を快適に過ごすため	一式7,170円～7,560円
〃 スモック	事故防止のため	4,070円
紅白帽子	熱中症、日焼けを防ぐため	550円～940円
通園バス利用料	バス利用者のみ	往復2,600円/月 ※兄弟児は半額

※別表1、2について、金額の変動項目は重要事項説明書について記載

【子どもの延長保育に係る利用者負担】

1時間…300円/1人、600円/2人、900円/3人

2時間(短時間保育の場合)…500円/1人、1,000円/2人、1,500円/3人

月極め…2,800円/1人、5,000円/2人、7,000円/3人

## 引津保育園 重要事項説明書

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 育誠会
所 在 地	〒819-1331 福岡県糸島市志摩久家2911-3
電 話 番 号	092-328-3440
代 表 者 氏 名	理事長 大蔵 誠嗣

### 2 施設運営主体

施 設 の 種 類	認可保育所																																		
施 設 の 名 称	引津保育園																																		
施 設 の 所 在 地	〒819-1331 福岡県糸島市志摩久家2911-3																																		
連 絡 先	電話番号 092-328-3440 ファックス 092-328-3441																																		
管 理 者	園長 大蔵 浩子																																		
事業認可年月日	昭和28年3月3日																																		
法人認可年月日	昭和55年6月24日																																		
利 用 定 員	(1) 利用定員																																		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">子 ども の 区 分</th> <th style="text-align: center;">定 員</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2号認定子ども</td> <td style="text-align: center;">75名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3号認定子ども</td> <td style="text-align: center;">満1歳以上</td> <td style="text-align: center;">35名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">満1歳未満</td> <td style="text-align: center;">10名</td> </tr> </table>		子 ども の 区 分	定 員	2号認定子ども	75名	3号認定子ども	満1歳以上	35名	満1歳未満	10名	※地域保育の需要等により、利用定員を超えて受け入れる場合があります。																							
子 ども の 区 分	定 員																																		
2号認定子ども	75名																																		
3号認定子ども	満1歳以上	35名																																	
	満1歳未満	10名																																	
特別保育の実施状況	延長保育事業（1時間）、一時預かり事業、障害児保育事業																																		
職 員 体 制	※令和2年4月1日現在																																		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職 名</th> <th style="text-align: center;">常 勤</th> <th style="text-align: center;">非 常 勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">園 長</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主 任 保 育 士</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保 育 士</td> <td style="text-align: center;">14名</td> <td style="text-align: center;">14名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">看 護 師</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">言 語 聴 覚 士</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子 育 て 支 援 員</td> <td style="text-align: center;">1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保 育 補 助</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">栄 養 士</td> <td style="text-align: center;">2名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調 理 員</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">そ の 他 の 職 員</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3名</td> </tr> </tbody> </table>			職 名	常 勤	非 常 勤	園 長	1名		主 任 保 育 士	1名		保 育 士	14名	14名	看 護 師	1名		言 語 聴 覚 士	1名		子 育 て 支 援 員	1名		保 育 補 助		3名	栄 養 士	2名		調 理 員		3名	そ の 他 の 職 員	
職 名	常 勤	非 常 勤																																	
園 長	1名																																		
主 任 保 育 士	1名																																		
保 育 士	14名	14名																																	
看 護 師	1名																																		
言 語 聴 覚 士	1名																																		
子 育 て 支 援 員	1名																																		
保 育 補 助		3名																																	
栄 養 士	2名																																		
調 理 員		3名																																	
そ の 他 の 職 員		3名																																	
ク ラ ス 編 成	※令和2年4月1日現在																																		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象年齢</th> <th style="text-align: center;">クラス名</th> <th style="text-align: center;">児童数</th> <th style="text-align: center;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0歳児</td> <td style="text-align: center;">つぼみ組0</td> <td style="text-align: center;">7名</td> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">138名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1歳児</td> <td style="text-align: center;">つぼみ組1</td> <td style="text-align: center;">22名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2歳児</td> <td style="text-align: center;">さくら組</td> <td style="text-align: center;">24名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3歳児</td> <td style="text-align: center;">もも組</td> <td style="text-align: center;">33名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4歳児</td> <td style="text-align: center;">ばら組</td> <td style="text-align: center;">27名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5歳児</td> <td style="text-align: center;">ゆり組</td> <td style="text-align: center;">25名</td> </tr> </tbody> </table>			対象年齢	クラス名	児童数	合 計	0歳児	つぼみ組0	7名	138名	1歳児	つぼみ組1	22名	2歳児	さくら組	24名	3歳児	もも組	33名	4歳児	ばら組	27名	5歳児	ゆり組	25名									
対象年齢	クラス名	児童数	合 計																																
0歳児	つぼみ組0	7名	138名																																
1歳児	つぼみ組1	22名																																	
2歳児	さくら組	24名																																	
3歳児	もも組	33名																																	
4歳児	ばら組	27名																																	
5歳児	ゆり組	25名																																	

### 3 施設の運営方針

保 育 方 針	よく食べ、元気に遊び、日々を大切に生きる。
望ましい子どもの姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康で明るい子ども</li> <li>・素直で思いやりのある子ども</li> <li>・おちついて人の話が聞ける子ども</li> </ul>
保 育 の 目 標	<p>豊かに伸びていく可能性をもつ子どもが、今を幸せに生き、又望ましい未来をつくり出す力の基礎をつちかうことを保育の目標としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとりひとりの子どもの姿を、正しく見つめて保育する。</li> <li>・常に暖かい心で接し、やさしい心を育てる。</li> <li>・保護者や地域の方々と協力して、子ども達の成長を見守る。</li> <li>・子どもの健康と安全に配慮し、よい生活習慣が身に付くように、ひとりひとりに応じた援助を行う。</li> </ul>

### 4 開所日、開所時間および休所日

開 園 日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間	平日・・・午前7時00分から午後19時00分まで 土曜日・・・午前7時00分から午後18時00分まで
保育標準時間	午前7時00分から午後18時00分まで
保育短時間	午前9時00分から午後17時00分まで
延長保育時間	午後18時00分から午後19時00分まで（土曜日の延長保育はありません。） ※保育短時間の場合は午後17時00分から午後19時00
休 所 日	日曜日、国民の祝日

### 5 保育料金および実費徴収について

保 育 料 に つ い て	毎月の保育料は糸島市が決定します。直接糸島市へお支払いください。保育料や具体的な支払方法等につきましては、糸島市の子ども課にお問い合わせください。		
実 費 徴 収	保育料のほかに、保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。		
		0歳～2歳児	3歳～5歳児
	主 食 費	なし	800円/月
	副 食 費	なし	4,500円
	保護者会費	400円/月	400円/月
	絵 本 代	なし	350円～450円
	通園バス利用料	往復料金2,600円/月 (片道料金1,300円/月、兄弟児半額)	
	新年度用品	1,750円～2,210円	5,560円～5,810円
	冬スモック	なし	4,070円
	長袖体操服	なし	3,260円
	半そで体操服	なし	1,730円
	半ズボン	なし	1,630円
	紅白帽子	550円	
紅白帽子 UVガード着脱式	940円		

実 費 徴 収	<延長保育利用料>			
		園児 1 人	園児 2 人	園児 3 人
	月極め	2,800 円	5,000 円	7,000 円
	1 時間延長	300 円	600 円	900 円
	2 時間延長(短時間)	500 円	1,000 円	1,500 円
	<一時預かり利用料>			
		0 歳～2 歳児	3 歳～5 歳児	
	昼食後 12 時まで	1,000 円	700 円	
	15 時おやつ後まで	2,000 円	1,500 円	
	17 時まで	2,800 円	2,000 円	
18 時まで	3,300 円	2,500 円		

## 6 施設の年間行事予定

4 月	入園式、進級式、歯科検診、定例健康診断、保育参観および保護者会総会、海岸清掃(年長児)
5 月	こいのぼり持ち帰り、今津運動公園(3歳以上児)、尿検査、衣替え、海岸清掃(年長児)
6 月	布団オゾン乾燥、芋苗植え、時の記念日製作物持ち帰り、海岸清掃(年長児)、就学前健康診断
7 月	プール開き、七夕お誕生会、園外保育(3歳以上児)、ミニキャンプ(年長児)、どろんこ遊び(全園児)トウモロコシ収穫(3歳以上児)、
8 月	プールあそび、どろんこ遊び(全園児)、保育参観(3歳未満児)・保護者会総会
9 月	第68回運動会、新一年生旗取り、海岸清掃(年長児)
10 月	海岸清掃(年中児、年長児)、定例健康診断、芋ほり遠足、歯科検診(全園児)、観劇会
11 月	衣替え、小発表会、海岸清掃(年長児、年中児)
12 月	第68回発表会、海岸清掃(年長児、年中児)
1 月	卒園・修了写真撮影、祖父母交流会、保護者会総会
2 月	豆まき、お別れ会、小学校入学説明会、パン作り体験(年長児)、クッキング体験(年長児)
3 月	ひなまつり誕生会、第68回卒園式、年長児園外保育
毎月の行事	身体測定、絵本配本(以上児)、お誕生会、避難訓練、お弁当の日(5月～)、布団洗濯日

## 7 給食について

昼 食 ・ お や つ	「身体に良い物、旬の物をおいしく食べる」ことを基本に献立を作成し、地産地消の物を取り入れた一飯一汁一菜の完全手作り給食です。保護者の方へは毎月末に献立表を配布しますので、毎日の献立はそちらをご覧ください。
アレルギー対応等	アレルギーが疑われる場合は、医師の診断書(又は指示書)を保育園に提出してください。個別にご相談の上、診断書(又は指示書)に基づき当園で除去可能なもの除去食および代替食で対応いたします。年齢に伴い、アレルギー症状がなくなりましたら「除去食解除申請書」の提出をお願いします。

## 8 健康管理・病気の時の対応

<p>健 康 管 理</p>	<p>集団生活が出来る状態での登園となります。受け入れ職員に体調についてお知らせ下さい。前日までの発熱や嘔吐下痢などいつもと様子が違う時は、必ず受診してから登園して下さい。座薬を使用しての登園は出来ません。発熱以外にも全身症状をみて機嫌、食欲、睡眠、鼻水、目やに、腹痛、下痢、吐き気、嘔吐、発疹等にも留意して下さい。</p> <p>※保育園は低年齢の集団生活で、蔓延や重篤化し易い為、早めの対応と無理な登園は控えて頂きますよう、ご協力をお願い致します。</p>
<p>病 気 の 時 の 対 応</p>	<p>乳幼児は十分な免疫も獲得しておらず、抵抗力も弱く、急激に危険な状態になり易い為、早めのお迎えをお願いしております(体温が37,5℃以上や繰り返しの嘔吐、下痢、腹痛、食欲不振、機嫌不良等の全身状態)また、体温がいつもより高い、様子が違うなどの時には、状態をお知らせします。急なお迎えに備えて、連絡がすぐにとれるよう、またお迎えに来ることが出来るよう(祖父母、親戚、近隣等)お願いします。</p>
<p>登園届・意見書について</p>	<p>園ではできるだけ集団生活の場で病気が広がらないようにするため、意見書(医師記入)および登園届(保護者記入)の提出をお願いしています。症状が回復していても、意見書の提出がない場合は自宅での保育をお願いすることがあります。学校伝染病に定められていない伝染病についても、乳幼児がよくかかる感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。集団生活に適應できる状態に回復してから登園するようご配慮いただきますようお願いいたします。</p>
<p>意見書が必要な感染症</p>	<p>麻疹(はしか)、インフルエンザ、風しん、水痘(水ぼうそう)、結核、百日咳、咽頭結膜炎(プール熱)、アデノウイルス感染症(咽頭炎・結膜炎)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)</p>
<p>登園届が必要な感染症</p>	<p>溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、ヘルパンギーナ、ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス等)、RSウイルス感染症、突発性発疹、带状疱疹</p>
<p>与薬について</p>	<p>保育園での与薬は原則として取り扱わないことになっています。ただし、やむを得ない場合は、医師の「投薬指示書」(緑色)と保護者の「与薬依頼票」を提出頂いて与薬するようにしています。塗り薬の場合も同様ですが、できるだけ登園前に塗っておいていただくと助かります。目薬の与薬は取り扱っておりませんので、ご家庭にて登園前の与薬をお願いします。</p> <p>※一包ごとにお子さんの名前、日付、飲ませる時間を油性ペンなどで書いて持ってきて下さい。</p> <p>※一日に一回分だけをお預かりいたします。</p> <p>※シロップは一回分だけを容器に入れて下さい。</p> <p>※薬によっては、朝夕の2回にできるものもあるようなので、できれば医師に相談して、そのようにして頂くと助かります。</p> <p>※『与薬依頼票』は一薬と一緒に保護者が記入して園に提出して下さい。</p> <p>※3日間続けて服用して改善がみられないときは、医師に相談して下さい。</p> <p>※『投薬指示書』『与薬依頼票』とも日付に誤りがある場合は与薬できませんので、必ず確認して下さい。</p>



## 9 利用の終了に関する事項

保育の提供の終了	<p>当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、小学校に就学したとき。</li> <li>2、2号認定子ども又は3号認定子どもでなくなったとき。</li> <li>3、子どもの居住地の市町村と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められないとき。</li> <li>4、保護者から退園の申し出又は転園をしたとき。</li> </ol>
退園又は転園の手続き	<p>保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の1か月前までに園長に対し退所届を提出するものとします。</p>

## 10 緊急時および災害時の対応について

保育中に容体の急変等があった時	<p>保育の提供中に子どもに体調の急変があった場合は、速やかに保護者へ連絡をし、必要な措置を講じます。</p>												
管轄する消防署	<p>糸島消防署(糸島市前原1783-1 TEL322-4222)</p>												
管轄する警察署	<p>糸島警察署(糸島市前原中央1-6-1 TEL323-0110)</p>												
風水害等により閉園する場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 園の所在地域に「避難準備情報」が出たとき <ul style="list-style-type: none"> <li>開園時間前であれば、保護者に対し、当日閉園を連絡する。</li> <li>開園時間中に避難準備情報がでた場合は、結果的に閉園となる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 登園児を施設内の安全な場所や避難所に移動させる。</li> <li>② 園児の保護者に連絡し、園児を引き渡す。</li> </ol> </li> </ul> </li> <li>2. 事前連絡により、すべての保護者に理解を得たとき <p>警報の発表や事前の台風情報により、施設に被害の可能性があり、園児の安全確保が困難な場合には、保護者に連絡をとり、自宅保育の可否の確認と依頼を行う。保護者の理解と協力により、登園児がいない場合は、結果的に閉園となる。</p> </li> </ol>												
風水害等により開園する場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設の停電や保育士の通勤不能な状況を想定の上、来援時に対する保育士の配置や非常給食を準備する。</li> <li>2. 2次災害を避けるため、できるかぎり、警報中に園児の受入れと保護者の引き渡しを避ける。</li> <li>3. 施設自体は安全であっても、周囲と孤立した状況になり園児の安全確保が困難な状況になり得る可能性があるため、限られた人材、設備や器具、備蓄食料を有効活用する。</li> </ol>												
避難場所について	<p>当園における災害時の避難場所は以下のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>第1 避難場所</td> <td>第2 避難場所</td> </tr> <tr> <td>園舎の火災の場合</td> <td>ドーム納骨前広場</td> <td>南側海岸埋立地</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">園舎屋上</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>引津小学校</td> <td>引津公民館</td> </tr> </table>		第1 避難場所	第2 避難場所	園舎の火災の場合	ドーム納骨前広場	南側海岸埋立地	津波	園舎屋上		地震	引津小学校	引津公民館
	第1 避難場所	第2 避難場所											
園舎の火災の場合	ドーム納骨前広場	南側海岸埋立地											
津波	園舎屋上												
地震	引津小学校	引津公民館											
引き渡しについて	<p>災害発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡し場合があります。</p>												
保護者と連絡が取れない時	<p>緊急時で保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。</p>												

## 11 防犯、事故防止のための措置

防犯、事故防止のための措置	当園は、園児の安全を確保するための定期的に施設整備の点検を行い、日常の保育環境の設備をしています。保育中の安全には十分に注意を払っておりますが、万が一の時に備えて、日本スポーツ振興センターの保険にかにゅうしております。(保険料の一部は保護者会よりご負担いただいております。)
避難訓練	火事、地震、津波、不審者対策などを想定した避難訓練を毎月1回実施しております。また年に1回は警察署および消防署の立合いの元で避難訓練を実施しております。
非常災害用備蓄	災害などで帰宅困難となった場合の防災備蓄品(飲料水、非常用ビスケット、衛生用品など)を保管しております。また、非常用発電機も備えております。

## 12 嘱託医および嘱託歯科医について

嘱託医	岩隈医院 院長 高妻 一郎 糸島市志摩御床91-1 TEL328-2525
嘱託歯科医	たけだ歯科クリニック 院長 竹田 茂樹 糸島市波多江駅北4-3-1-1F TEL330-8020

## 13 苦情等の受付について

苦情相談窓口	苦情解決責任者 園長 大蔵 浩子	苦情受付窓口 主任 日吉 祐子
第三者委員	井上 藤孝、中原 源喜	
福岡県運営適正委員会事務局	春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階 TEL092-584-3790(平日9:00~17:00)	

## 14 賠償保険加入状況

保険会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険の種類	保育園賠償責任保険

## 15 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについて	<p>個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。</p> <p>(1)個人情報の提供</p> <p>ア <u>保育所児童保育要録を送付するとき</u> 小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料(保育所児童保育要録)を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。</p> <p>イ <u>緊急を要するとき</u> 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。</p> <p>ウ <u>保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき</u> 保育の提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。</p> <p>(2)個人情報の使用</p> <p>ア <u>保育料の金額の情報</u> お住まいの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限って使用します。</p> <p>イ <u>子ども及び子どもの世帯の情報</u> 提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限って使用します。</p>
---------------	---

※この重要事項説明書の内容は、令和2年4月の情報です。